

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年1月20日（平成28年（行情）諮問第30号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第529号）

事件名：特定会社の個人情報の取扱いに関してやりとりを行ったメール等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表6に掲げる公務員の氏名及び別表7に掲げる特定職名Aに係る公務員の氏名並びに別表7に掲げる特定職名Aないし特定職名Cに係る公務員の各職名を開示すべきである。

文書1 特定会社の個人情報の取扱いに関してやりとりを行ったメール

文書2 文書1に添付された、想定問答、議事メモ、その他資料

文書3 「特定会社の個人情報保護法遵守に向けた対応策」と題する書面、「共同利用の法解釈に関する消費者庁への確認」と題する書面

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月28日付け20150629公開経第5号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」といい、原処分に係る開示決定通知書を「開示決定通知書」という。）について、これを取り消し、改めて適切に開示決定を行うよう求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 処分庁が発した開示決定通知書では、請求に対して不開示とした箇所が大量に存在し、法及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という。）に基づいて適切に開示決定がなされておらず、不当である。

（ア）非開示とされた理由

開示決定通知書では、「2. 不開示とした部分とその理由」に法の以下の条文に該当するとの理由により不開示としたと記載されている。

- a 法5条1号
- b 法5条2号イ
- c 法5条2号ロ
- d 法5条5号
- e 法5条6号

(イ) 個人情報保護による不開示について

上記(ア)の不開示理由のうち、「法5条1号」の適用については、個人の氏名が開示決定通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」にて記されてある「個人の氏名（経済産業省職員の氏名及び役職は除く。）」との条件に「他省庁の職員の氏名及び役職も同じく除く」という条件が加わってマスキング処理されたのであれば、この点に関しては適切であると考えられるため異議を申し立てない。しかしこの条件が加わっていなければ経済産業省以外の他の省庁の職員又は独立行政法人等の個人の名前もマスキングとされていると解するのが自然であるため、こうした個人名がマスキングされているとすれば不当である。個人の名前については改めてマスキングの条件を審査し、開示／不開示の決定をされたい。

(ウ) それ以外の不開示適用理由の適用部分について

開示決定通知書においては、前述の法5条1号以外にも不開示とされた部分があり、その理由は法5条2号イ及びロ、5号並びに6号であるとされる。これについて異議申立人が担当者に問い合わせ、資料のうちマスキング処理されたどの部分がどの条文条項に該当しているのかの説明を求めたところ、対象箇所が大量であるため即日の回答ができないことから、後日、担当者から不開示部分と該当理由の一覧表を提供するとのことであった。これによると、開示資料全981頁のうち計305頁、約30%が不開示とされており、5頁以上連続してマスキングされている箇所が23箇所（計254頁）、最大で28頁連続して頁全てがマスキングされている箇所も存在する（資料1参照）（添付略）。また5頁以上にわたりマスキング処理された頁が計254頁存在することから、少なくとも資料の約25%が全頁にわたりマスキング処理され不開示となっている。

こうしたマスキング処理を見るに、法6条1項「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分に

つき開示しなければならない」との運用が正しくなされていない。日時、施設名、担当部署名、項目名、その他固有名詞、頁番号等、頁全てがマスキング処理されており、上記条文の「容易に区分して除」いて開示した形跡が見られないため、不開示部分が過大に設定され、不当である。

(エ) 開示・不開示の基本的考え方

審査基準の「1. 法5条の規定に基づく行政文書の開示（1）開示・不開示の基本的考え方」では、「行政情報は原則開示」との考えに立っており、「開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。」とされている。このことから、前節で述べた法6条1項及び上述の審査基準に照らし合わせれば、本件原処分における不開示は適切になされているとはいえず、不当である。

イ 開示決定通知書に記載された非開示理由について

開示決定通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」で5つの不開示理由が記載されている。このうち、1つ目及び5つ目については異議を申し立てない。残る2つ目、3つ目、4つ目については以下のとおり異議を申し立てる。

(ア) 2つ目の不開示理由について

2つ目の不開示理由は、「上記1. ①、②及び③の行政文書中、当該法人の営業上有する情報（システムセキュリティ、事業実績、未公開の業務・サービス内容、関係会社との関係性、ノウハウ等）等については、法人に関することであるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることによって、当該法人の経営方針や営業上の秘密が一般に把握され、当該法人の信用や評価に不当な影響を及ぼすほか、競合他社等に容易に模倣されうる、セキュリティ上の不利益が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。」とされている。

このうち、次の点について異議がある。異議申立人が本件の行政文書開示請求を行った時点で、当該法人の営業上有する情報でも公になっている情報が多数存在する。例えば以下のものである。（省略）

これら既に公となっている情報やそれに類するものについては、法5条2号イには該当しないと解するのが自然であり、これらを含む情報を不開示とすれば不当であるため適切に開示するように求める。

(イ) 3つ目の不開示理由について

3つ目の非開示理由は、「上記1. ①, ②及び③の行政文書中, 当該法人が社外には出ないことを予定して作成した資料等については, 法人に関することであるが, (中略) 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって, 法人における通例として公にしないこととされているものと認められるものであり, また, 公にすることにより (中略) 今後法人から情報を得ることができなくなる等の不利益が生じ, 当該事務の性質上, 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条2号イ及びロ並びに同条6号に該当するため, 不開示とした。」とされている。

上記説明の法5条2号イに該当するものについては, 審査基準の「(2) 法人等に関する情報(法5条2号)(2-1) 解釈②法5条2号イ1)」において, 「「その他正当な利益」とは, ノウハウ, 信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。なお, 具体的に正当性を判断するに当たり, 法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し, 公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。」とされている。即ち, 違法事実や法的に適切に取り扱われていない行為において何らかの処分や指導を行った事実に関する情報は法5条2号イに該当しないと解される。

このことから, 当該法人の個人情報の取扱いや特定規約の不備等について適切でないと行政機関が判断し, 必要な措置を講じるよう指導した事柄に関する情報については, これらに該当する情報の不開示は不当であり, 開示を求める。なお, 本件開示資料には個人情報の開示請求に対する不備への指導及び個人情報の第三者提供の同意取得の不備について行政機関と長期間にわたり何度も繰り返しやり取りをしており, 前者は個人情報保護法25条, 後者は個人情報保護法23条の遵守がなされていないことへの対応であることが強く推測される。

同様に審査基準の「(2) 法人等に関する情報(法5条2号)(2-1) 解釈③法5条2号ロ2)」においては, 「公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては, 情報の性質に応じ, 当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが, 必要に応じ, その後の変化も考慮する必要がある。公にしないとの条件が付されていても, 現に当該情報が公にされている場合には, 本号には当たらない。」としている。すなわち, 当該法人から当該資料の提供時に公にしないことを条件に任意に提供されたとしても, 原処分決定時までの間に諸事の変化が生じており, 公にされている当該情

報について不開示とするのは不当であり、開示を求める。

開示資料中には、当該法人が運営する特定事業の特定規約について行政機関と規約条文を適正化するためのやり取りを行っており、当該法人においては特定規約の改訂を何度も行っている。よってその改訂に関して既に公となっている情報については法5条2号ロに該当しないため、開示を求める。

(ウ) 4つ目の非開示理由について

4つ目の非開示理由は、「上記1. ①, ②及び③の行政文書中、行政機関内部及び相互間での検討事項、協議事項及び認識等については、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることによって、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、また、対外的に公表することが予定されていない検討過程や検討結果が公にされることで、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条5号及び6号に該当するため、不開示とした。」とされている。

一方、審査基準の「(5) 審議、検討等情報(法5条5号)(5-1) 解釈①法5条5号3)」においては次のように定められている。

すなわち、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、「公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合(例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合など)には、法5条4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指す。」とされている。

行政機関内の具体的に特定される個人に対し外部から不当な圧力等が生じる蓋然性が高い場合において該当するとされている。本件資料の不開示情報のうち、具体的にどの情報について審査基準が想定する状況になり得るといふ蓋然性が高いのか、個別具体的、客観的に説明できないのであれば、この理由による不開示は不当であるため、適切に開示するように求める。

同様に、審査基準の「(5) 審議、検討等情報(法5条5号(5-1) 解釈①法5条5号5)」においては、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」について次のように定められている。

「尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。」とされている。

しかしながら、開示資料は行政機関と当該法人がやり取りした特定年月日までの内容であり、これらの内容のうち継続中の課題を除き解決済みの課題については既に当該法人が何らかの適切な措置を講じたと考えられる。これらの情報については「尚早な時期に事実関係の不十分な情報など」に該当しないため、これらの情報を不開示とするのは不当である。また、当該法人は株式非公開企業であり、市場において直接的に利益を受ける若しくは不利益を被るものは存在しないため、この理由により不開示とするのは不当である。

(2) 意見書1

異議申立人から平成28年2月22日付けで意見書1が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

(3) 意見書1の補遺

異議申立人から平成28年2月26日付けで上記(2)の意見書1への補遺が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付された意見書への補遺であるため、その内容は記載しない。)

(4) 意見書2

意見書2は、処分庁が新たに提出した補充理由説明書(下記第3の2)と既に提出されている理由説明書(下記第3の1)を併せて検討し、改めて処分庁の主張に対して意見を述べるものである。以下に本書の構成をあらかじめ示す。

① 処分庁の「精査」の在り方

② 補充理由説明書への検討

ア 処分庁の「精査」の在り方

処分庁は少なくとも4回、本件開示請求から補充理由説明書に至るまでに「精査」を行っていると考えられる。すなわち、本件開示請求に対する原処分の際して、また異議申立て後に発した部分開示理由変更決定、また審査会に提出した理由説明書、そして今回の補充理由説明書に際してである。このうち理由説明書には「慎重に精査」、補充説明書には「改めて精査」との記載があり、処分庁として確かに「精査」したとの主張がなされている。

その一方、異議申立てがなされた後に通常ではあまり行われることのない開示理由変更決定を行ったことや、今回の補充理由説明書の中では処分庁の審査基準に適合しない不開示部分への説明が見られるなど、基本的な確認、事項が抜け落ち、精査とはいえない決定や説明がなされている。

イ 補充理由説明書への検討

(ア) 「非常勤職員の氏名及び肩書を除く」との記載

補充理由説明書の別表1の「箇所」の欄には、「非常勤職員の氏名及び肩書を除く」との記載がある。これは行政職員のうち、常勤職員ではない非常勤職員の氏名と肩書きを不開示対象としていると推察される。これは法5条1号の個人に関する情報に該当するため不開示としたと考えられる。

しかし法5条1号ハでは「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は除外する旨が定められている。また審査基準では、「行政機関における公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、特設の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされている。」とある。

（URL省略）

よって別表1に「非常勤職員の氏名及び肩書を除く」と記載されている部分の不開示は不当であり、開示すべきである。

(イ) 法5条における検討について

処分庁は補充理由説明書の別表3にて、法の以下に該当するとして、不開示にしたと説明している。

法5条1号

法5条2号イ

法5条2号ロ

法5条5号

法5条6号

法5条の各項目について検討する前に、審査基準にある開示・不開示についての基本的な考え方を示しておく。

「(1) 開示・不開示の基本的考え方

本法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを自的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。」

なお、処分庁が提出した理由説明書、補充理由説明書には、開示することの利益と開示しないことの利益を適切に比較衡量したという記載はないことを申し添えておく。

a 法5条1号について

補充理由説明書の別表3では「非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、法5条1号に該当するため、不開示とした。」との記載がある。この主張については、まず第一に「非公表の個人」が公表されていない個人の情報であることの証明がされなければならない。

次に、「非公表の個人」が具体的にどのような属性を表現しているのか、公務員等に該当するのか、そうでないのか不明である。前述したように、公務員等に該当するのであれば法5条1号ハおよび審査基準に照らして開示されなければならない。公務員等に該当しないのであれば、法5条1号に該当する個人に関する情報であると解される。

他方、同号について審査基準では解釈として「なお、同号の各規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとし、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は他人の権利利益を害するおそれがない限り、法5条1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は法6条2項の規定により開示されることになる。」としており、これらに該当する場合には開示すべきである。

b 法5条2号イについて

法5条2号イは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とされており、また審査基準では正当性については「正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護され

ることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。」としている。

すなわち、法令上又は社会通念上保護されると解されることが必要条件であり、違法事実に基づく利益や競争上の地位、その他利益は保護の対象とはならない。よって保護すべき利益とは、違法性を伴わない「正当な利益」と証明される場合のみ不開示とされるのが適切であり、それがなされない場合は保護する利益とはいえず、開示するべきである。

本件においては、複数の個人や団体から特定会社の個人情報の取扱いについて疑義が表明されており、特に特定団体の「特定要望書」は処分庁にも提出されている。この要望書では特定会社が個人情報保護法（断りがない場合は改正前の個人情報保護法をいう。）や刑法の一部に抵触していると指摘しており、処分庁は当然これらの指摘について妥当か否かを検討し、何らかの判断を下したものと考えられる。このことは、開示資料のうち「特定会社の個人情報保護法遵守に向けた対応案」、「共同利用の法解釈に関する消費者庁への確認」、「特定会社における個人情報保護法に関する状況について」という文書名から、少なくとも特定会社が個人情報保護法に遵守していない状況、違法事実があったと処分庁が判断していたことがうかがえる。

こうした状況において、仮に処分庁が積極的にこの違法事実を公表していなかったとしても、公文書開示請求など公的手段で情報を求められた際に正当な利益にとどまらず違法事実による利益までも保護するような部分までを不開示とするならば、同種の事業を行う法人等と特定法人は公正な競争関係になく、処分庁が特定法人に不当な利益を得る環境であることを黙認することとなる。違法な個人情報の取扱いを受けている膨大な特定会員のみならず、たとえその後2年以上にわたって特定会社の個人情報取扱いについて処分庁が指導、助言していたとしても、処分庁が違法事実を認識してから指導、助言等が完了するまで発生していた特定会社の違法事実に関わる利益や、違法事実によって被った特定会員の不利益や同種事業の不利益について、処分庁は何ら救済する意思がないと受け取らざるを得ない。

よって審査会におかれては「正当な利益」と証明されないもの、及び審査基準にある比較衡量を適切に行い、改めて開示の判断を下されたい。

c 法5条2号口について

法5条2号口は「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とされている。

「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断されるが、必要に応じてその後の状況等の変化も考慮する必要がある。公にしないとの条件があっても、既に公にされている場合などは開示すべきである。

「合理的である」とは処分庁との間で公にしないとの合意があれば当該情報は全て不開示として保護されるわけではなく、公にしないとすることが合理的なものでなければならない。また「通例」とは提供者の個別具体的な事情ではなく、提供者が属する業界等における通常の見解を意味し、提供者において公にしていることだけを意味するものではない。

よって審査会におかれては上記を勘案し、及び審査基準にある比較衡量を適切に行い、改めて開示の判断を下されたい。

d 法5条5号について

本号は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とされている。

処分庁は補充理由説明書で「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」「具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると述べている。

審査基準にあるとおり、ここで使われる「おそれ」とは単なる可能性ではなく、個別具体的な蓋然性が伴わなければならない。よって本号を適用し不開示としたそれぞれの部分について、開示した場合にどのような事象が発生し得る蓋然性があるか、個別具体的に説明されなければならない。

また「意思決定の中立性が不当に損なわれる」とする部分については、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受ける蓋然性に

ついて説明がされなければならない。他方、意思決定が完了しているものについては、本号に該当する場合は少なくなることが予測できることを述べておく。

なお、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす」ことについては、既に特定会員及び特定会社と競争関係にある法人等にとっては直接的、間接的に不利益を被っており、本号を適用することによる利益あるいは不利益は、これらの前者の不利益と比較衡量し勝っていると証明されなければ、この号の適用は不当である。よって審査会においてはこれらを勘案し精査されたい。

e 法5条6号について

本号は「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とされている。

処分庁は補充理由説明書の鑑文の3（下記第3の2（3）），別表2，別表3及び別表4で本号が適用されるとしている。処分庁はここで、「公にされることをおそれてかかる情報提供をちゅうちょする結果，正確な情報の収集や収集した情報に基づく助言や指導が妨げられる」，「公にすることにより今後法人からの情報を得ることができなくなる等の不利益が生じ」ることで，当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

異議申立人はこれまで述べてきたとおり，法の下で適切に開示すべきものを開示するように求めており，請求対象となった情報を法に背いてでも開示せよと求めるものではない。すなわち，上記cで述べたように，公にしないという前提で提供された情報は全て不開示としなければならないとはされておらず，開示されることもあり得ると審査基準に記されている。

このことについては法の条文を通り一遍に読んで本号を適用させるのではなく，法の理念を理解し少なくとも審査基準を精読しさえすれば，単に情報提供元への信頼に背く行為ではないことが理解できる。すなわち，これは処分庁に限らず行政機関一般にいえることだが，こうした法の理念や仕組みを行政機関が十分に理解しまた一般にも理解を促す努力をすることが最も重要であり，情報提供者のちゅうちょなどにより情報提供を受けられなくなる等の不利益や，それにより当該事務の適正な遂行

に支障を及ぼすと一概に主張するのは怠慢という他ない。

他方、本件と具体的に関わっている個人情報保護法でいえば、32条では法人等に報告を徴収する権限を定めており、また個人情報保護法34条では勧告及び措置命令を出すことができると定めている。任意による情報提供以外にも情報を取得するすべが備わっており、また命令に従わない場合若しくは虚偽の報告をした場合には罰則も定められている。

以上を勘案し、審査会におかれては本号の適用が適切か否かを十分検討されたい。

(ウ) 法7条における検討について

法7条では、公益上の理由による裁量的開示について次のように定められている。「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」

また審査基準では以下のように記されている。

「法7条の規定に基づき、公益上の理由から不開示情報の裁量的開示を行う場合には、同規定の解釈として以下の点に注意するものとする。

1) 「公益上特に必要があると認めるとき」

法5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量は、法5条各号においても行われる場合があるが、法7条では、法5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。なお、公益上の必要性については、具体的開示請求について、その時点における諸般の事情を考慮して判断することが適当であるが、緊急事態、特殊事情もこの比較衡量の際の考慮要素になり得る。」

処分庁が提出した理由説明書、補充理由説明書では法7条に関して一切の言及がないことから、処分庁は法人の利益保護のみを観点とし不開示と判断したと考えられる。よって処分庁の判断には法7条の観点が抜け落ちており、偏重した不当な不開示だといえる。審査会においては改めて精査され、適切に開示されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成27年8月28日付けで法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する原処分を行った。

これに対して、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）4条1項の規定に基づき、平成27年10月23日付けで、処分庁に対して、原処分のうち不開示とした部分について、その取消しを求める異議申立てを行った。

(2) 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号に掲げる不開示情報に該当する部分を除いて開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、別紙のとおりである。

(3) 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、異議申立書の5「異議申立ての理由」の1)及び2)（上記第2の2(1)ア及びイ）において、異議申立ての理由を記載していることから、以下それぞれ検討する。

ア 不開示適用理由の適用部分について

異議申立人は、異議申立書の5「異議申立ての理由」の1)C)（上記第2の2(1)ア(ウ)）において、開示した資料のうちマスキング処理されたどの部分がどの条文条項に該当しているのか不明確であり、また、マスキング処理された部分が大部であることから、法6条1項に規定されている部分開示の運用が正しくなされておらず、不開示部分が過大に設定され、不当であるとしている。

上記の主張を踏まえて改めて原処分を確認したところ、マスキング処理された行政文書が大部であるが、マスキング処理された部分は不開示情報に該当する部分のみをマスキング処理しており、その不開示とする箇所と理由も妥当（詳細な説明は下記イに記載。）であるものの、原処分の開示決定通知書の不開示とした部分とその理由の記載について、どの文書がどの不開示とされた条文条項に該当しているかにつきより明確にするため、改めて平成28年1月15日付けで原処分を変更する開示決定を行った。（別添1。省略）

イ 不開示箇所の妥当性について

(ア) 「個人情報保護による不開示について（異議申立書中、5の1）

B)（上記第2の2(1)ア(イ)）個人情報保護による不開示について）に対応」

異議申立人は、個人の氏名が開示決定通知書の「2. 不開示とし

た部分とその理由」にて記されてある「個人の氏名（経済産業省職員の氏名及び役職は除く。）」との条件に「他省庁の職員の氏名及び役職も同じく除く」という条件が加わってマスキング処理されたのであれば、この点に関しては適切であると考えられるため異議を申し立てないとしているところ、当該情報については他省庁の職員の氏名及び役職も同じく不開示箇所から除かれているため原処分は妥当である。

(イ) 「法人の不利益情報について（異議申立書中，5の2）A）（上記第2の2（1）イ（ア））2つ目の不開示理由について）に対応」

異議申立人は、当該法人の営業上有する情報でも公になっている情報が多数存在するとしている。そして、既に公となっている情報やそれに類するものについては、法5条2号イには該当しないとす

る。しかし、本行政文書開示決定における不開示情報（法5条2号イ）の中には、異議申立人が主張するような公となっている情報又はそれに類するものはなく、異議申立人が主張しているURL等にて公にされている情報については開示されている。これは、行政文書変更決定通知書に添付した不開示理由一覧表83のメール内容等でも明らかであり、原処分では公になっている情報は開示対象としている。

原処分において、法5条2号イに該当するとして不開示決定した部分には、既に公となっている情報やそれに類するものは存在せず、「秘密【S：社内限り】」等と明記されているものはもちろんのこと、明記がないものであっても、当該法人の未公開の業務や事業実績、営業上のノウハウ等、当該法人が営業上有する内部情報等であるため、いずれも法5条2号イに該当する。

(ウ) 「法人の不利益情報について（異議申立書中，5の2）B）（上記第2の2（1）イ（イ））3つ目の不開示理由について）に対応」

a 異議申立人は、「違法事実や法的に適切に取り扱われていない行為において何らかの処分や指導を行った事実に関する情報は法5条2号イに該当しないと解される」として、審査基準を引用する。しかし、審査基準は、「公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない」としているところ、これは、既に公表されている情報であるため、開示を行っても法5条2号イに該当しないということを示しているにすぎない。

本件開示請求の対象となっている事案は、特定会社の個人情報

の取扱いに関し、規約の改定を含めた特定会社の対応等に対して、必要な助言等を行ったものであり、いずれも公表を伴うものではない。これは、具体的な助言内容やそれに対する特定会社の認識、判断及び対応ぶり等について、法の定めなく一方的に公表することは、様々な誤解を招いたり、特定会社の信用や評価に不当な影響を及ぼすおそれがあったりする等の不利益が生じるため法5条2号イに該当する。

- b また、異議申立人は、「当該法人から当該資料の提供時に公にしないことを条件に任意に提供されていたとしても、原処分時までの間に諸事の変化が生じており、公にされている当該情報について不開示とするのは不当であり、開示を求める。」として、特定規約の改定に関して既に公となっている情報については法5条2号ロに該当しないとすると主張している。

しかし、原処分における不開示情報には、「原処分決定時までの間に諸事の変化が生じており、公にされている情報」はない。また、いずれも、「秘密【S：社内限り】」等と公にしないものであることが明記されているか、明記がない場合であっても、当該法人の営業上のノウハウや未公開情報等のように、公にしないことを当然の前提として提供を受けている等、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公にしないとの条件が付されたものと合理的に認められるものであり、いずれも法5条2号ロに該当する。

- (エ) 「国の事務について（異議申立書中、5の2）C）（上記第2の2（1）イ（ウ））4つ目の不開示理由について）に対応」

- a 異議申立人は、法5条5号について、まず、「具体的にどの情報について審査基準が想定する状況になり得るといふ蓋然性が高いのか、個別具体的、客観的に説明できないのであれば、この理由による不開示は不当である」とする。

異議申立人も引用する審査基準における判断基準では、①「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、②行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指すとされている。

本件では、特定会社を所管する担当原課、個人情報保護法の所管課並びに消費者からの相談窓口となる担当課及び担当省庁等との間で、それぞれの立場から、適切な結果となるよう予断なく意見交換したものであり、他の意見にも配慮を示したりする

など、公開されることを前提とせず自由にかつ柔軟に意見を述べ合ったものである。そのため、本件では法律に基づいた行政処分がなく、公表を前提とした対応をしていないことにも鑑みれば、特定会社に対する助言等を行う過程についての自由な検討状況を公表することになれば、建前のみの硬直した主張の応酬しかすることができず、具体的な対応を採ることができないことになる。また、本件に関しては、異議申立人も情報公開請求書にて引用するように、これまで様々な媒体等において種々の意見が述べられてきたところ、原処分にて、意思決定に関わった者は既に開示されているため、同人らに対して、特定会社への対応ぶりとして、例えば改めて法律に基づく行政処分を行うべき又は他の方法を採用すべきといった圧力等が掛けられることにより、意思決定に不当な影響を受けるおそれがある。さらに、公表を前提としていない対応がなされているところ、検討状況が公表されることは、特定会社への対応を公表したのと同視できる結果となり、自由な意思決定が阻害されることとなる。

以上のとおり、本件では、具体的事案に基づいて適切な対応を採るべく自由に意見交換を行っているところ、仮に、このような意見交換が公開されることになれば、事案に応じた柔軟な対応や解釈を行うことができないことになり、これでは、適正な意思決定手続が確保できず、まさに率直な意見の交換が不当に損なわれることになるため、法5条5号の不開示理由に該当する。

- b 次に、異議申立人は、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」について、審査基準の「尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなど」との部分引用しつつ、「これらの内容のうち継続中の課題を除き解決済みの課題については既に当該法人が何らかの適切な措置を講じたと考えられる。これらの情報については「尚早な時期に事実関係の不十分な情報など」に該当しない」とする。

しかしながら審査基準は、「投機を助長するなど」と記載していることから明らかなように、これは例示に過ぎず、本号は、投機に関することではなければならないものではない。

上記 a と同様に、本件不開示部分を開示すれば、本来公にすることが予定されていないはずの処分庁内における検討状況や、職員と当該法人との意見交換等が明らかになることになるが、

そこでは、当時の特定会社の対応に対する法律的な判断や社会的な影響等について検討しているため、これを公にすることによって、特定会社の社会的評価や信用等が害されるおそれがあり、当該法人や利害関係者にとって不利益を及ぼすことになるおそれがあるところ、これは法5条5号に該当するものである。

(オ) 以上のとおり、本行政文書開示決定における開示決定はいずれも適切なものであって、異議申立人の主張には理由がない。

2 補充理由説明書

- (1) 原処分において、不開示とした部分について、改めて精査した結果、別表1に掲げる部分については、経済産業省の職員の氏名並びに他省庁の職員の氏名及び役職名又はその他開示可能な情報であると認められることから、新たに開示することとする。
- (2) 理由説明書(上記1)の別紙の文中「個人の氏名(経済産業省職員の氏名及び役職は除く。)」については、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。」を「非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、法5条1号に該当するため、不開示とした。」に訂正する。
- (3) 別表2に掲げる各不開示部分には、特定会社から経済産業省に提供された、当該会社内部における検討段階の未確定情報及び営業ノウハウ等の内部管理情報が記載されており、これを公にすることにより、今後の同種の事案に際して、経済産業省が所管法令等に基づき事業者等に情報の提供を求めても、当該事業者等が、提供する情報を公にされることをおそれて、かかる情報提供をちゅうちょする結果、正確な情報の収集や収集した情報に基づく助言や指導が妨げられるなど、経済産業省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示事由を追加する。
- (4) 上記1(3)アの原処分を変更する決定及び上記(1)ないし(3)を踏まえ、不開示理由の一覧及び異議申立人が開示を求めるも、なお不開示を維持すべき部分の一覧を改めてそれぞれ別表3及び別表4のとおり整理する。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月20日 諮問の受理

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月1日 | 審議 |
| ④ 同月22日 | 異議申立人から意見書1を收受 |
| ⑤ 同月26日 | 異議申立人から意見書1の補遺を收受 |
| ⑥ 平成31年2月1日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本
件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ 同月18日 | 審議 |
| ⑧ 同月25日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑨ 同年3月11日 | 異議申立人から意見書2を收受 |
| ⑩ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書3の3文書である。

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分のうち、別表3に掲げる不開示理由②ないし④に該当する部分及び不開示理由①に該当する部分のうち、公務員の氏名等に係る部分の開示を求めているものと解され、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分は開示することとするが、その余の異議申立人が開示を求める部分（以下「本件不開示部分」という。）は法5条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きに該当するためなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書1は、特定会社の個人情報の取扱いに関して、経済産業省の担当部署が関係部署、関係省庁及び特定会社との間でやり取りした一連のメールである。

(イ) 文書2は、経済産業省の担当部署が関係部署及び特定会社との間でやり取りした一連のメールに添付されていた、経済産業省の担当部署が作成した応答要領及び特定会社との打合せに係る議事メモ等並びに特定会社が作成した経済産業省の担当部署への説明資料等である。

(ウ) 文書3は、経済産業省の関係部署が保有する、個人情報の保護に係る対応策の検討及び関係省庁への確認事項等が記載された資料である。

(エ) 文書1ないし文書3は、いずれも経済産業省組織令89条1項1

号及び5号に基づき、特定会社の事業を所管する担当部署が行った、同社からの情報収集及び同社に対する指導等のやり取りに係る文書並びに同令82条1項3号に基づき、情報処理に関する個人情報の保護に関する事項を所管する関係部署及び関係省庁等との間で行った検討等に係る文書である。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

(2) 文書1の不開示情報該当性について

ア 別表4に掲げる文書1に係る不開示部分のうち、特定会社の非公開の直通電話番号及び直通FAX番号並びに社員の担当部署名及び所属する部署の所在地については、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、当該部署の通常業務における必要な連絡や対応に支障を来すなど、同社の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別表4に掲げる文書1に係る不開示部分のうち、上記アに掲げる部分を除く部分は、一般に公にしないことを前提として経済産業省と特定会社及び関係省庁との間で行われたやり取りに係る情報であって、当該情報に関する経済産業省内及び関係省庁間の検討内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、将来の同種の事案に際して、経済産業省の担当部署が所管法令等に基づき事業者等に情報の提供を求めても、当該事業者等が同省とのやり取りの内容を公にされることをおそれてかかる情報提供をちゅうちょする結果、正確な情報の収集を行うことが困難になるなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書2及び文書3の不開示情報該当性について

ア 別表4に掲げる文書2及び文書3に係る本件不開示部分のうち、別表5に掲げる通し番号並びに通し番号260及び通し番号261に係る部分には、特定会社に係る経済産業省内及び関係省庁間の検討事項及び協議内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、将来の同種の事案に際して、経済産業省の担当部署が所管法令等に基づき事業者等に情報の提供を求めても、当該事業者等が同省に提供する情報を公にされることをおそれて、かかる情報提供をちゅうちょする結果、正確な情報の収集が困難となるなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同

条2号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別表4に掲げる文書2及び文書3に係る本件不開示部分のうち、上記アに掲げる部分を除く部分には、特定会社から経済産業省に提供された、同社内部における検討段階の未確定情報を含む事業の具体的な実施内容・方法・状況等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、特定会社の業務内容や営業方針等の検討過程等の内部管理情報が明らかとなり、当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 公務員の氏名及び職名の不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分のうち、別表6及び別表7に掲げる部分には公務員の氏名及び職名が記載されていることが認められ、これらは法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分を不開示としたことにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、別表7に掲げる部分について、当該公務員はいずれも特定職名Aないし特定職名Cの各職種からなる非常勤職員であり、その氏名及び職名は公表慣行がないことから、同号に該当するため、不開示とした旨説明があった。

イ しかしながら、別表6に掲げる部分には経済産業省の常勤職員に係る氏名が記載されていることが認められる。

公務員の氏名については、各行政機関は、申合せにより、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされている。また、当該常勤職員の氏名は、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、開示すべきである。

ウ また、別表7に掲げる特定職名Aないし特定職名Cに係る公務員の各職名は、いずれも各職務の遂行に係る情報であると認められることから法5条1号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

エ さらに、別表7に掲げる特定職名Aないし特定職名Cに係る非常勤職員の各職務内容につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、特定職名Aに係る非常勤職員は、常勤職員が行う個人情報保護法の解釈及び分析に係る業務並びにその他個人情

報保護法の運用に係る業務について、支援を行うものとされており、専門的業務に従事する職員として任用されている、また、特定職名Bに係る非常勤職員は、所属する課室において事務的業務を補助する職員として、特定職名Cに係る非常勤職員は、消費者相談の処理に係る業務及び製品安全に関する関係法令の執行に係る業務に補助的に従事する職員として、それぞれ任用されている旨説明があった。

上記諮問庁の説明によれば、特定職名B及び特定職名Cに係る非常勤職員は、その職務内容に照らせば、申合せの下での氏名の公表対象から除外される「補助的業務に従事する非常勤職員」に該当すると認められることから、当該非常勤職員の氏名は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。また、個人識別部分に該当するため、法6条2項の部分開示の余地はない。したがって、当該非常勤職員の氏名は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、特定職名Aに係る非常勤職員は、その職務内容に照らせば、申合せの下での氏名の公表対象から除外される「補助的業務に従事する非常勤職員」に該当するとは認められず、また、その氏名を公にしても、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるとも認められないことから、当該非常勤職員の氏名は、法5条1号ただし書イに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る開示決定通知書において、複数の不開示理由が提示されているが、不開示部分のうち、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。諮問庁は、原処分の後に、開示変更決定を行い、本件対象文書に通し番号を付した上で、当該通し番号に対応する不開示理由を提示しているが、当該変更決定をもってしてもなお、当該各通し番号における不開示部分がそれぞれの不開示理由に該当するのかが明確にされたとはいえない。

このため、原処分及び開示変更決定における理由の提示は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ない。

また、原処分に係る開示決定通知書において、「開示する行政文書の名称」の欄に文書1ないし文書3の3文書しか記載されておらず、かかる記載の仕方では、実際に特定された文書が、大量のメール及びその添付文書

等からなることを開示請求者が把握することは困難といわざるを得ない。

よって、本件開示決定に当たっては、当初より、個々のメール等をそれぞれ独立した行政文書として特定すべきであったと考えられる。

処分庁においては、上記の点につき、今後適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表4に掲げる部分並びに別表7に掲げる特定職名B及び特定職名Cに係る公務員の氏名は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表6に掲げる公務員の氏名及び別表7に掲げる特定職名Aに係る公務員の氏名並びに別表7に掲げる特定職名Aないし特定職名Cに係る公務員の各職名は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 原処分における不開示部分及びその理由

本件対象文書中、個人の氏名（経済産業省職員の氏名及び役職は除く。）については、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、法5条1号に該当するため、不開示とした。

本件対象文書中、当該法人の営業上有する情報（システムセキュリティ、事業実績、未公開の業務・サービス内容、関係会社との関係性、ノウハウ等）等のうち、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報については、公にすることによって、当該法人の経営方針や営業上の秘密が一般に把握され、当該法人の信用や評価に不当な影響を及ぼすほか、競合他社等に容易に模倣され得る、セキュリティ上の不利益が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

本件対象文書中、当該法人が社外に出ないことを予定して作成した資料等については、法人に関することであるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものと認められるものであり、また、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに、公にすることにより今後法人から情報を得ることができなくなる等の不利益が生じ、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号イ及びロ並びに同6号に該当するため、不開示とした。

本件対象文書中、行政機関内部及び相互間での検討事項、協議事項及び認識等については、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることによって、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、また、対外的に公表することが予定されていない検討過程や検討結果が公にされることで、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条5号及び6号に該当するため、不開示とした。

本件対象文書中、当省職員のメールアドレス及びファイルの保管場所については、情報セキュリティ上の問題があるため、公にすることにより当省事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

別表1 新たに開示することとする部分

新たに開示することとする部分			
通し 番号	文書 番号	文書名	箇所
3	文書1	メール3	1頁7行目
12	文書1	メール11	1頁13行目及び2頁26行目ないし28行目
14	文書1	メール12	1頁26行目ないし28行目
15	文書1	メール13	12行目ないし14行目
17	文書1	メール14	2頁21行目ないし23行目
20	文書1	メール16	1頁24行目及び25行目, 2頁30行目及び31行目, 3頁11行目及び12行目並びに4頁2行目ないし4行目
21	文書1	メール17	1頁9行目及び10行目並びに3頁25行目ないし27行目
22	文書1	メール18	1頁24行目及び25行目並びに3頁1行目ないし3行目
23	文書1	メール19	1頁10行目, 11行目, 35行目及び36行目並びに2頁23行目ないし25行目
24	文書1	メール20	1頁16行目ないし18行目, 2頁9行目及び10行目並びに3頁1行目ないし3行目
25	文書1	メール21	1頁33行目及び34行目並びに2頁26行目ないし28行目
26	文書1	メール22	1頁23行目及び2頁9行目ないし11行目
27	文書1	メール23	1頁12行目ないし14行目及び2頁4行目ないし8行目
29	文書1	メール25	3頁19行目
30	文書1	メール26	2頁22行目
31	文書1	メール27	2頁5行目
35	文書1	メール31	1頁31行目
36	文書1	メール32	2頁8行目及び36行目
37	文書1	メール33	1頁20行目, 6頁29行目並びに7頁5行目及び11行目1文字目ないし24

			文字目
39	文書1	メール34	6行目
41	文書1	メール35	1頁30行目, 2頁21行目及び3頁9行目15文字目ないし25文字目
42	文書1	メール36	1頁16行目並びに2頁6行目及び33行目15文字目ないし25文字目
43	文書1	メール37	2頁6行目及び33行目15文字目ないし25文字目
44	文書1	メール38	1頁10行目, 13行目及び14行目並びに2頁22行目15文字目ないし25文字目
46	文書1	メール39	1頁10行目, 11行目及び35行目並びに2頁25行目15文字目ないし25文字目
48	文書1	メール40	1頁20行目及び2頁11行目15文字目ないし25文字目
50	文書1	メール41	6頁7行目, 14行目及び20行目1文字目ないし24文字目並びに7頁3行目27文字目ないし40文字目及び4行目
51	文書1	メール42	4頁37行目, 5頁28行目並びに6頁4行目, 10行目1文字目ないし24文字目, 14行目27文字目ないし40文字目及び15行目
52	文書1	メール43	2行目ないし11行目(非常勤職員の氏名及び肩書を除く。以下同), 14行目ないし26行目, 28行目15文字目ないし25文字目, 29行目ないし35行目及び頁番号
54	文書1	メール44	2行目1文字目ないし4文字目, 3行目ないし8行目, 11行目ないし19行目(非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 22行目12文字目ないし17文字目及び頁番号
55	文書1	メール45	5頁10行目及び17行目並びに6頁1行目1文字目ないし24文字目, 5行目27文字目ないし40文字目及び6行目
56	文書1	メール46	1頁2行目ないし8行目, 14行目ないし23行目(非常勤職員の氏名及び肩書

			を除く) 及び 2 6 行目ないし 3 6 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 2 頁 1 行目ないし 9 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 1 5 行目ないし 2 4 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 3 4 行目ないし 4 2 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 3 頁 1 行目ないし 4 行目 (非常勤職員の氏名を除く), 1 1 行目ないし 1 8 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 3 6 行目及び 3 7 行目, 4 頁 1 行目ないし 1 2 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 1 6 行目 4 9 文字目ないし 5 2 文字目及び 1 7 行目並びに各頁番号
5 8	文書 1	メール 4 7	1 頁 2 行目ないし 1 1 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 1 4 行目ないし 3 3 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 2 頁 1 行目ないし 1 0 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 2 0 行目ないし 3 2 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 3 9 行目, 3 頁 1 行目ないし 7 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 2 5 行目ないし 3 8 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 4 頁 3 行目の 4 9 文字目ないし 5 2 文字目及び 4 行目並びに各頁番号
6 0	文書 1	メール 4 8	1 頁 2 行目ないし 2 0 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 2 6 行目ないし 3 5 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 2 頁 8 行目ないし 2 0 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く) 及び 2 7 行目ないし 3 4 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 3 頁 1 3 行目ないし 2 6 行目 (非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 3 0 行目 4 9 文字目ないし 5 2 文字目及び 3 頁 3 1 行目並びに各頁番号
6 2	文書 1	メール 4 9	1 頁 2 行目ないし 9 行目, 1 8 行目ない

			し 2 6 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）及び 3 2 行目ないし 3 9 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 2 頁 1 行目， 2 行目， 1 2 行目ないし 2 4 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）及び 3 1 行目ないし 3 8 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 3 頁 1 7 行目ないし 3 0 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 3 4 行目 4 9 文字目ないし 5 2 文字目及び 3 5 行目並びに各頁番号
6 3	文書 1	メール 5 0	1 頁 2 行目ないし 1 0 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 1 6 行目ないし 2 5 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）及び 3 5 行目ないし 3 7 行目， 2 頁 1 行目ないし 1 0 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 1 7 行目ないし 2 4 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 3 頁 2 行目ないし 1 5 行目（非常勤職員の氏名及び肩書を除く）， 1 9 行目 4 9 文字目ないし 5 2 文字目及び 2 0 行目並びに各頁番号
6 5	文書 1	メール 5 1	1 頁 6 行目， 7 行目， 1 6 行目， 3 0 行目 4 8 文字目ないし 5 2 文字目及び 3 1 行目
6 7	文書 1	メール 5 2	1 頁 5 行目 9 文字目ないし 2 2 文字目， 2 2 行目及び 2 9 行目の右側
6 8	文書 1	メール 5 3	1 8 行目 1 0 文字目ないし 3 2 文字目
7 2	文書 1	メール 5 5	4 頁 2 6 行目並びに 5 頁 3 行目， 9 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目， 1 3 行目 2 7 文字目ないし 4 0 文字目及び 1 4 行目
7 3	文書 1	メール 5 6	2 頁 6 行目， 1 3 行目及び 1 9 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目並びに 3 頁 2 行目 2 7 文字目ないし 4 0 文字目及び 3 行目
7 4	文書 1	メール 5 7	3 頁 1 7 行目及び 2 4 行目並びに 4 頁 5 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目， 9 行目 2 7 文字目ないし 4 0 文字目及び 1 0 行目

75	文書1	メール58	3頁8行目, 15行目及び21行目1文字目ないし24文字目並びに4頁目4行目27文字目ないし40文字目及び5行目
76	文書1	メール59	2頁25行目並びに3頁2行目, 8行目1文字目ないし24文字目, 12行目27文字目ないし40文字目及び13行目
77	文書1	メール60	2頁11行目及び18行目並びに3頁2行目1文字目ないし24文字目, 6行目27文字目ないし40文字目及び7行目
78	文書1	メール61	1頁2行目ないし8行目及び33行目ないし41行目, 2頁2行目15文字目ないし25文字目及び3行目ないし9行目並びに各頁番号
79	文書1	メール62	1頁2行目1文字目ないし4文字目, 3行目ないし9行目(非常勤職員の氏名を除く), 19行目ないし31行目(非常勤職員の氏名及び肩書を除く)及び38行目, 2頁1行目ないし7行目(非常勤職員の氏名及び肩書を除く)及び25行目ないし38行目(非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 3頁3行目49文字目ないし52文字目及び4行目並びに各頁番号
80	文書1	メール63	1頁2行目1文字目ないし4文字目, 3行目ないし9行目(非常勤職員の氏名を除く)及び18行目ないし25行目(消費者庁の職員のメールアドレス並びに非常勤職員の氏名及び肩書を除く), 2頁3行目ないし18行目(非公開の内線番号, 直通電話番号及びFAX番号並びに消費者庁の職員のメールアドレスを除く)並びに各頁番号
82	文書1	メール65	3頁34行目ないし37行目, 5頁34行目(8文字目ないし13文字目を除く)ないし37行目並びに6頁26行目(5文字目ないし13文字目を除く)ないし29行目

84	文書1	メール67	5頁25行目（5文字目ないし13文字目を除く）ないし28行目
85	文書1	メール68	1頁18行目並びに2頁1行目，7行目1文字目ないし24文字目，11行目（1文字目ないし15文字目及び27文字目ないし40文字目）及び12行目
98	文書1	メール78	1頁27行目の18文字目ないし34文字目
102	文書1	メール80	2頁9行目ないし13行目
103	文書1	メール81	2頁7行目及び3頁17行目6文字目ないし23文字目
104	文書1	メール82	2頁26行目6文字目ないし23文字目
105	文書1	メール83	2頁13行目6文字目ないし23文字目
108	文書1	メール86	1頁7行目及び8行目
111	文書1	メール87	2頁5行目
112	文書1	メール88	1頁32行目
113	文書1	メール89	1頁18行目
116	文書1	メール92	1頁24行目及び29行目
120	文書1	メール96	1頁17行目
122	文書1	メール98	1頁17行目，19行目及び21行目
127	文書1	メール103	1頁31行目
137	文書1	メール111	1頁8行目及び3頁40行目
138	文書1	メール112	4頁5行目
139	文書1	メール113	1頁8行目及び2頁32行目
143	文書1	メール116	2頁27行目ないし35行目
144	文書1	メール117	1頁38行目ないし43行目及び2頁1行目ないし3行目
145	文書1	メール118	2頁22行目及び23行目
146	文書1	メール119	1頁38行目及び39行目
148	文書1	メール121	1頁10行目及び11行目
154	文書1	メール126	1頁11行目及び12行目
159	文書1	メール131	2頁1行目1文字目ないし20文字目及び3頁5行目1文字目ないし20文字目
160	文書1	メール132	2頁2行目1文字目ないし20文字目
161	文書1	メール133	1頁20行目1文字目ないし20文字目
168	文書1	メール139	7頁30行目及び31行目22文字目ないし29文字目

169	文書1	メール140	7頁30行目及び31行目22文字目ないし29文字目
170	文書1	メール141	7頁4行目1文字目ないし41文字目及び63文字目ないし65文字目並びに5行目
177	文書1	メール147	2頁33行目
179	文書1	メール149	1頁9行目, 10行目, 34行目及び35行目, 2頁28行目並びに3頁30行目
182	文書1	メール151	4頁29行目及び30行目22文字目ないし29文字目
183	文書1	メール152	1頁8行目並びに3頁2行目及び3行目22文字目ないし29文字目
185	文書1	メール153	2頁26行目1文字目ないし37文字目及び59文字目並びに27行目
186	文書1	メール154	1頁8行目及び9行目, 2頁6行目並びに3頁18行目
188	文書1	メール155	2頁1行目ないし3行目の各右側, 4行目, 5行目, 6行目の右側, 25行目1文字目ないし37文字目及び59文字目並びに26行目
189	文書1	メール156	1頁8行目, 18行目ないし20行目の各右側, 21行目, 22行目及び23行目の右側
191	文書1	メール157	1頁8行目並びに7頁41行目及び42行目22文字目ないし29文字目
193	文書1	メール158	5頁9行目9文字目ないし29文字目及び10行目並びに7頁18行目及び19行目22文字目ないし29文字目
194	文書1	メール159	5頁4行目9文字目ないし29文字目及び5行目並びに7頁14行目及び15行目22文字目ないし29文字目
195	文書1	メール160	5頁41行目及び42行目22文字目ないし29文字目
196	文書1	メール161	3頁9行目9文字目ないし29文字目及び10行目並びに5頁30行目(1文字目ないし37文字目及び59文字目)及び31行目

197	文書1	メール162	1頁8行目
199	文書1	メール163	7頁21行目1文字目ないし37文字目及び59文字目, 22行目並びに23行目1文字目ないし22文字目及び44文字目ないし51文字目
200	文書1	メール164	1頁8行目及び9行目並びに2頁8行目
203	文書1	メール166	1頁42行目
204	文書1	メール167	1頁23行目
206	文書1	メール169	1頁8行目
208	文書1	メール170	7頁4行目及び5行目24文字目ないし31文字目
209	文書1	メール171	7頁15行目及び16行目24文字目ないし31文字目
210	文書1	メール172	5頁36行目及び37行目24文字目ないし31文字目
211	文書1	メール173	5頁26行目及び27行目23文字目ないし30文字目
212	文書1	メール174	4頁34行目1文字目ないし39文字目及び35行目
215	文書1	メール176	1頁8行目
219	文書1	メール179	9頁25行目及び26行目22文字目ないし29文字目
220	文書1	メール180	1頁13行目, 3頁28行目及び29行目1文字目ないし6文字目並びに9頁22行目1文字目ないし39文字目及び23行目
221	文書1	メール181	1頁8行目並びに2頁30行目及び31行目1文字目ないし6文字目
223	文書1	メール182	1頁10行目及び2頁3行目
226	文書1	メール184	1頁8行目及び19行目
228	文書1	メール185	1頁8行目及び15行目
235	文書1	メール189	1頁8行目及び16行目
237	文書1	メール190	1頁8行目及び16行目
239	文書1	メール191	1頁9行目及び22行目, 2頁7行目1文字目ないし39文字目及び61文字目ないし64文字目, 8行目並びに5頁16行目, 17行目1文字目ないし34文字目及び56文字目ないし60文字目,

			1 8 行目 1 文字目ないし 3 1 文字目及び 5 3 文字目ないし 5 5 文字目並びに 1 9 行目
2 4 1	文書 1	メール 1 9 2	3 頁 2 7 行目, 2 8 行目 1 文字目ないし 3 4 文字目及び 5 6 文字目ないし 6 0 文 字目, 2 9 行目 1 文字目ないし 3 1 文字 目及び 5 3 文字目ないし 5 5 文字目, 3 0 行目
2 4 2	文書 1	メール 1 9 3	1 頁 8 行目及び 2 頁 1 5 行目
2 4 4	文書 1	メール 1 9 4	3 頁 2 1 行目
2 4 5	文書 1	メール 1 9 5	2 頁 1 9 行目
2 4 6	文書 1	メール 1 9 6	1 頁 8 行目及び 3 5 行目
2 6 5	文書 1	メール 2 1 0	1 頁 3 1 行目ないし 4 3 行目 (消費者庁 の非公開の内線番号, 直通電話番号及び F A X 番号並びに職員のメールアドレス を除く)
4	文書 2	添付ファイル 1 (メール 3 添 付)	文書名及び各頁番号
4 0	文書 2	添付ファイル 6 (メール 3 4 添 付)	1 頁 1 行目ないし 5 行目, 6 行目 1 文字 目ないし 6 文字目, 7 行目及び 8 行目並 びに 2 頁 3 0 行目
5 3	文書 2	添付ファイル 1 0 (メール 4 3 添付)	1 頁 1 行目ないし 3 行目, 2 頁 1 行目な いし 1 2 行目
5 7	文書 2	添付ファイル 1 1 (メール 4 6 添付)	1 頁 1 行目ないし 3 行目
1 0 9	文書 2	添付ファイル 2 3 (メール 8 6 添付)	1 頁 1 行目及び 4 3 行目
1 4 0	文書 2	添付ファイル 2 7 (メール 1 1 3 添付)	1 頁 2 行目の 1 文字目ないし 9 文字目

別表2 法5条6号柱書きの不開示理由を追加することとする部分

文書1	通し番号148の添付ファイル名の不開示部分
	通し番号2, 5ないし11, 91, 112, 113, 119, 120, 129, 147, 244ないし246, 256及び257の各メール本文の各不開示部分
	通し番号258及び259の各件名及び各メール本文の各不開示部分
文書2	通し番号49の添付ファイルの不開示部分
文書3	通し番号260の資料の不開示部分

別表3 不開示とする理由

不開示理由番号	不開示とする理由
①	非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、法5条1号に該当するため、不開示とした。
②	当該法人の営業上有する情報（システムセキュリティ、事業実績、未公開の業務・サービス内容、関係会社との関係性、ノウハウ等）等については、法人に関することであるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることによって、当該法人の経営方針や営業上の秘密が一般に把握され、当該法人の信用や評価に不当な影響を及ぼすほか、競合他社等に容易に模倣されうる、セキュリティ上の不利益が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
③	当該法人が社外には出ないことを予定して作成した資料等については、法人に関することであるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものと認められるものであり、また、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに、公にすることにより今後法人からの情報を得ることができなくなる等の不利益が生じ、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号イ及びロ並びに同6号に該当するため、不開示とした。
④	行政機関内部及び相互間での検討事項、協議事項及び認識等については、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることによって、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、また、対外的に公表することが予定されていない検討過程や検討結果が公にされることで、具体的事案に応じた柔軟かつ自由な意思形成を図ることが阻害されることになる等、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条5号及び6号

	に該当するため、不開示とした。
⑤	職員のメールアドレス及びファイルの保管場所については、情報セキュリティ上の問題があるため、公にすることにより職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

別表4 異議申立人が開示を求める部分（公務員の氏名及び役職を除く。）のうち、なお不開示を維持すべきとする部分

通し番号（行政文書変更決定通知書の別紙2の「番号」に対応）	文書番号	種類	番号	メールの送受信日時又は添付ファイルが添付された元のメール	不開示部分（別表1に掲げる部分並びに別表3の「不開示理由番号」①及び⑤に該当する部分を除く）	不開示理由（法5条該当号）
1	文書1	メール	1	2015年5月8日14:56	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ、5号及び6号
2	文書1	メール	2	2015年5月7日19:09	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び6号
3	文書1	メール	3	2015年5月7日19:07	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2 号イ
					上記以外の全て	2 号イ 及びロ 並びに 6 号
4	文 書 2	添付フ ァイル	1	メール 3 添 付	全て	2 号イ 及びロ 並びに 6 号
5	文 書 1	メール	4	2 0 1 5 年 6 月 4 日 1 2 : 0 7	特定会社の社員の担 当部署名	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2 号イ
					上記以外の全て	2 号イ 及び 6 号
6	文 書 1	メール	5	2 0 1 5 年 6 月 2 日 2 1 : 0 3	特定会社の社員の担 当部署名	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2 号イ
					上記以外の全て	2 号イ 及び 6 号
7	文 書 1	メール	6	2 0 1 5 年 6 月 2 日 1 9 : 4 2	特定会社の社員の担 当部署名	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2 号イ
					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2 号イ
					上記以外の全て	2 号イ 及び 6 号

8	文書 1	メール	7	2015年 6月2日1 7:22	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
9	文書 1	メール	8	2015年 6月1日1 8:39	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
10	文書 1	メール	9	2015年 6月1日1 7:40	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
11	文書 1	メール	10	2015年 5月29日 18:48	全て	2号イ 及び6 号
12	文書 1	メール	11	2015年 1月30日 19:49	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口

						並びに 6号
13	文書 2	添付フ ァイル	2	メール11 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
14	文書 1	メール	12	2015年 1月29日 16:09	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
15	文書 1	メール	13	2015年 1月28日 19:40	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
16	文書 2	添付フ ァイル	3	メール13 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
17	文書 1	メール	14	2015年 1月30日 14:36	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口

						並びに 6号
18	文書 1	メール	15	2015年 1月29日 16:37	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
19	文書 2	添付フ ァイル	4	メール15 添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
20	文書 1	メール	16	2015年 1月6日1 1:14	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
21	文書 1	メール	17	2015年 1月6日1 1:07	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
22	文書 1	メール	18	2015年 1月5日2 1:21	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ

					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
23	文書 1	メール	19	2015年 1月5日1 8:18	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
24	文書 1	メール	20	2015年 1月5日1 3:47	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
25	文書 1	メール	21	2015年 1月5日1 3:43	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号

26	文書 1	メール	22	2014年 12月26 日17:5 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所 属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
27	文書 1	メール	23	2014年 12月26 日16:3 7	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
28	文書 1	メール	24	2014年 12月26 日16:3 7	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
29	文書 1	メール	25	2014年 12月25 日7:43	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所 属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに

						6号
30	文書 1	メール	26	2014年 12月22 日12:0 9	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所 属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
31	文書 1	メール	27	2014年 12月22 日12:0 1	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所 属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
32	文書 1	メール	28	2014年 12月19 日12:2 4	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所 属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
33	文書	メール	29	2014年	全て	2号

	1			12月16日9:49		イ, 5号及び6号
35	文書1	メール	31	2014年12月4日19:16	全て	2号イ, 5号及び6号
36	文書1	メール	32	2014年11月28日18:23	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
37	文書1	メール	33	2014年11月20日14:22	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
38	文書2	添付ファイル	5	メール33添付	全て	2号イ及びロ並びに6号
39	文書1	メール	34	2014年11月14日16:25	全て	2号イ, 5号及び6号
40	文書	添付フ	6	メール34	全て	2号イ

	2	ファイル		添付		及び 口, 5 号並び に6号
4 1	文 書 1	メール	3 5	2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 1 8 : 1 4	全て	2 号イ 及び 口, 5 号並び に6号
4 2	文 書 1	メール	3 6	2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 1 7 : 4 5	全て	2 号 イ, 5 号及び 6号
4 3	文 書 1	メール	3 7	2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 1 6 : 0 8	全て	2 号 イ, 5 号及び 6号
4 4	文 書 1	メール	3 8	2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 1 5 : 3 7	全て	2 号 イ, 5 号及び 6号
4 5	文 書 2	添付フ ァイル	7	メール 3 8 添付	全て	2 号イ 及び口 並びに 6号
4 6	文 書 1	メール	3 9	2 0 1 4 年 1 1 月 1 2 日 2 0 : 0 0	メール添付フ ァイル のファイル名	5 号及 び6号
					上記以外の全て	2 号 イ, 5 号及び 6号
4 7	文 書 2	添付フ ァイル	8	メール 3 9 添付	全て	2 号イ 及び口 並びに 6号
4 8	文 書 1	メール	4 0	2 0 1 4 年 1 1 月 1 2 日 1 2 : 1	メール添付フ ァイル のファイル名	5 号及 び6号
					上記以外の全て	2 号

				9		イ, 5号及び6号
49	文書 2	添付ファイル	9	メール40 添付	全て	2号イ 及び6号
50	文書 1	メール	41	2014年 11月11 日20:00	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
51	文書 1	メール	42	2014年 11月11 日18:44	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
52	文書 1	メール	43	2014年 11月11 日17:57	全て	2号イ, 5号及び6号
53	文書 2	添付ファイル	10	メール43 添付	全て	2号イ 及び口, 5号並びに6号
54	文書 1	メール	44	2014年 11月11 日17:3	全て	2号イ, 5号及び

				6		6号
55	文書 1	メール	45	2014年 11月11 日17:2 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
56	文書 1	メール	46	2014年 11月11 日15:0 3	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
57	文書 2	添付フ ァイル	11	メール46 添付	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
58	文書 1	メール	47	2014年 11月11 日14:5 7	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
59	文書 2	添付フ ァイル	12	メール47 添付	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
60	文書 1	メール	48	2014年 11月11 日14:3 7	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
61	文書 2	添付フ ァイル	13	メール48 添付	全て	2号イ 及び

						口, 5号並びに6号
62	文書 1	メール	49	2014年 11月11日 14:28	全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
63	文書 1	メール	50	2014年 11月11日 14:07	メール添付ファイルのファイル名	5号及び6号
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
64	文書 2	添付ファイル	14	メール50添付	全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
65	文書 1	メール	51	2014年 11月11日 11:38	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
66	文書 2	添付ファイル	15	メール51添付	全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
67	文書 1	メール	52	2014年 11月10日	全て	2号イ, 5

				日 1 8 : 5 9		号及び 6号
68	文書 1	メール	53	2014年 11月10 日16:3 3	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
69	文書 2	添付フ ァイル	16	メール53 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
70	文書 1	メール	54	2014年 11月10 日10:4 9	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
71	文書 2	添付フ ァイル	17	メール54 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
72	文書 1	メール	55	2014年 11月5日 17:46	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口

						並びに 6号
73	文書 1	メール	56	2014年 11月4日 10:50	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
74	文書 1	メール	57	2014年 10月31 日19:1 5	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
75	文書 1	メール	58	2014年 10月31 日19:0 4	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
76	文書 1	メール	59	2014年 10月31 日18:5 1	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
77	文書 1	メール	60	2014年 10月31 日18:2 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
78	文書 1	メール	61	2014年 10月31 日13:4 2	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
79	文書 1	メール	62	2014年 10月31 日13:2 5	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
80	文書 1	メール	63	2014年 10月30 日12:3 5	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
82	文書 1	メール	65	2014年 8月19日 20:12	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
83	文書 1	メール	66	2014年 8月19日 12:55	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口

						並びに 6号
84	文書 1	メール	67	2014年 8月19日 12:28	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
85	文書 1	メール	68	2014年 10月28 日13:1 0	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
87	文書 1	メール	69	2014年 10月21 日19:4 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
88	文書 1	メール	70	2014年 10月21 日15:5 9	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
89	文書 1	メール	71	2014年 8月29日	全て	2号イ 及びロ

				19:43		並びに 6号
90	文書 1	メール	72	2014年 8月28日 18:17	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
91	文書 1	メール	73	2014年 8月28日 18:00	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
92	文書 1	メール	74	2014年 8月28日 17:59	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
93	文書 2	添付フ ァイル	19	メール74 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
94	文書 1	メール	75	2014年 8月18日 15:24	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
95	文書 1	メール	76	2014年 8月18日 11:03	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号

96	文書 1	メール	77	2014年 8月15日 18:33	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
97	文書 2	添付ファイル	20	メール77 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
98	文書 1	メール	78	2014年 8月15日 13:57	メール添付ファイルのファイル名	2号イ 及び口 並びに 6号
					特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
99	文書 2	添付ファイル	21	メール78 添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
100	文書	メール	79	2014年	特定会社の社員の担	2号イ

	1			8月14日 20:36	当部署名	
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
101	文書 2	添付ファイル	22	メール79 添付	全て	2号イ及びロ並びに6号
102	文書 1	メール	80	2014年 8月14日 19:00	全て	2号イ及びロ並びに6号
103	文書 1	メール	81	2014年 8月14日 17:26	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
104	文書 1	メール	82	2014年 8月14日 16:40	特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ

						及び口、5号並びに6号
105	文書 1	メール	83	2014年 8月14日 15:43	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の社員の所属する部署の所在地	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口並びに6号
106	文書 1	メール	84	2014年 6月19日 22:59	全て	2号イ及び口、5号並びに6号
107	文書 1	メール	85	2014年 6月19日 13:27	全て	2号イ及び口、5号並びに6号
108	文書 1	メール	86	2014年 6月18日 23:37	全て	5号及び6号
109	文書 2	添付ファイル	23	メール86 添付	全て	2号イ及び口並びに6号
111	文書 1	メール	87	2014年 6月18日 21:24	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口並びに

						6号
112	文書 1	メール	88	2014年 6月18日 20:27	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
113	文書 1	メール	89	2014年 6月18日 20:19	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
114	文書 1	メール	90	2013年 12月25 日14:4 4	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
115	文書 1	メール	91	2013年 9月6日2 0:14	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
116	文書 1	メール	92	2013年 9月5日1 8:48	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
117	文書 1	メール	93	2013年 9月5日 9:19	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
118	文書 1	メール	94	2013年 9月4日1 8:13	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通FAX番号	
119	文書 1	メール	95	2013年 8月27日 9:05	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
120	文書 1	メール	96	2013年 8月26日 20:58	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
121	文書 1	メール	97	2013年 8月26日 18:51	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号 イ, 5 号及び 6号
122	文書 1	メール	98	2013年 8月23日 18:33	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号 イ, 5 号及び

						6号
123	文書 1	メール	99	2013年 8月23日 18:07	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
124	文書 1	メール	10 0	2013年 8月23日 9:38	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
125	文書 1	メール	10 1	2013年 8月22日 20:45	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
126	文書 1	メール	10 2	2013年 8月22日 20:21	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号

127	文書 1	メール	10 3	2013年 8月22日 17:21	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
128	文書 1	メール	10 4	2013年 8月22日 15:52	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
129	文書 1	メール	10 5	2013年 8月21日 16:16	全て	2号イ 及び6 号
130	文書 1	メール	10 6	2013年 8月21日 16:14	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
131	文書 2	添付フ ァイル	25	メール10 6添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
132	文書 1	メール	10 7	2013年 8月15日 18:03	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通FAX番号	
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
133	文書 1	メール	10 8	2013年 8月15日 4:18	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
134	文書 1	メール	10 9	2013年 8月13日 21:18	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ, 5号並びに6号
135	文書 1	メール	11 0	2013年 8月8日1 4:59	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
136	文書 2	添付ファイル	26	メール11 0添付	全て	2号イ及びロ

						並びに 6号
137	文書 1	メール	1 1 1	2013年 8月1日2 1:30	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
138	文書 1	メール	1 1 2	2013年 8月1日1 4:07	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
139	文書 1	メール	1 1 3	2013年 7月29日 19:08	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
140	文書 2	添付フ ァイル	2 7	メール1 1 3添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
141	文書	メール	1 1	2013年	特定会社の社員の担	2号イ

	1		4	7月24日 19:46	当部署名	
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
142	文書 1	メール	1 1 5	2013年 7月24日 19:32	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
143	文書 1	メール	1 1 6	2013年 7月25日 18:39	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
144	文書 1	メール	1 1 7	2013年 7月24日 17:29	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
145	文書 1	メール	1 1 8	2013年 7月22日 18:22	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通電話番号	
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
146	文書 1	メール	1 1 9	2013年 7月22日 17:36	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
147	文書 1	メール	1 2 0	2013年 7月19日 17:29	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
148	文書 1	メール	1 2 1	2013年 7月19日 17:27	メール添付ファイル のファイル名	2号イ 及び6 号
					特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
149	文書 2	添付フ ァイル	2 8	メール12 1添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
150	文書 1	メール	1 2 2	2013年 5月31日 16:31	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通電話番号	
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
151	文書 1	メール	12 3	2013年 4月12日 9:58	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
152	文書 1	メール	12 4	2013年 1月16日 13:17	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
153	文書 1	メール	12 5	2013年 1月15日 18:38	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
155	文書 1	メール	12 7	2012年 12月27 日10:4 5	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
156	文書 1	メール	12 8	2012年 12月20	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ

				日 9 : 0 3	特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
157	文書 1	メール	12 9	2012年 12月19 日18:1 5	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
158	文書 1	メール	13 0	2012年 12月19 日15:0 6	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
159	文書 1	メール	13 1	2012年 12月17 日17:0 3	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
160	文書 1	メール	13 2	2012年 12月17 日13:3 9	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
161	文書 1	メール	13 3	2012年 12月17 日13:0 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
162	文書 1	メール	13 4	2012年 12月17 日9:47	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
163	文書 1	メール	13 5	2012年 12月14 日10:0 2	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
164	文書 1	メール	13 6	2012年 12月12	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ

				日 1 5 : 4 4	特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
165	文書 1	メール	1 3 7	2012年 8月17日 12:17	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
166	文書 1	メール	1 3 8	2012年 10月11 日15:3 0	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
167	文書 2	添付フ ァイル	2 9	メール13 8添付	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
168	文書 1	メール	1 3 9	2012年 10月11 日14:2 0	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
169	文書 1	メール	1 4 0	2012年 10月10 日13:5 4	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
170	文書 1	メール	14 1	2012年 10月10 日10:4 7	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
171	文書 1	メール	14 2	2012年 10月10 日10:0 4	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
172	文書 2	添付フ ァイル	30	メール14 2添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
173	文書 1	メール	14 3	2012年 10月5日 18:58	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ

						並びに 6号
174	文書 1	メール	14 4	2012年 10月4日 20:09	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
175	文書 1	メール	14 5	2012年 10月2日 8:51	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
176	文書 1	メール	14 6	2012年 10月1日 17:05	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
177	文書 1	メール	14 7	2012年 10月1日 10:29	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ

					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
178	文書 1	メール	14 8	2012年 9月28日 23:53	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
179	文書 1	メール	14 9	2012年 9月28日 21:39	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及びロ並びに6号
180	文書 2	添付ファイル	31	メール14 9添付	全て	2号イ及びロ、5号並びに6号
181	文書 1	メール	15 0	2012年 9月28日 17:59	全て	2号イ及びロ並びに6号
182	文書 1	メール	15 1	2012年 9月27日 9:01	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通FAX番号	
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
183	文書 1	メール	15 2	2012年 9月26日 18:18	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
184	文書 2	添付フ ァイル	32	メール15 2添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
185	文書 1	メール	15 3	2012年 9月25日 14:37	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
186	文書 1	メール	15 4	2012年 9月21日 16:27	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及 び ロ, 5

						号並び に6号
187	文書 2	添付フ ァイル	33	メール15 4添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
188	文書 1	メール	15 5	2012年 9月21日 15:48	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
189	文書 1	メール	15 6	2012年 9月21日 14:02	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
190	文書 2	添付フ ァイル	34	メール15 6添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
191	文書 1	メール	15 7	2012年 9月14日 20:11	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口

						並びに 6号
192	文書 2	添付フ ァイル	35	メール15 7添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
193	文書 1	メール	15 8	2012年 9月12日 20:13	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
194	文書 1	メール	15 9	2012年 9月10日 12:46	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
195	文書 1	メール	16 0	2012年 9月10日 8:28	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
196	文書 1	メール	16 1	2012年 9月7日1	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ

				8:38	特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
197	文書 1	メール	16 2	2012年 9月7日 1:34	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
198	文書 2	添付フ ァイル	36	メール16 2添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
199	文書 1	メール	16 3	2012年 9月5日1 9:30	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及 び ロ, 5 号並び に6号
200	文書 1	メール	16 4	2012年 9月3日 8:56	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の	2号イ

					直通 F A X 番号	
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
201	文書 2	添付フ ァイル	37	メール16 4添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
202	文書 1	メール	16 5	2012年 8月27日 18:30	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
203	文書 1	メール	16 6	2012年 8月24日 3:50	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
204	文書 1	メール	16 7	2012年 8月23日 15:25	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通 F A X 番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
205	文書 1	メール	16 8	2012年 8月23日 14:43	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
206	文書 1	メール	16 9	2012年 8月22日 19:05	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
207	文書 2	添付フ ァイル	38	メール16 9添付	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
208	文書 1	メール	17 0	2012年 8月21日 19:35	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
209	文書 1	メール	17 1	2012年 8月21日 19:32	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
210	文書 1	メール	17 2	2012年 8月21日	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ

				19:21	特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
211	文書 1	メール	17 3	2012年 8月21日 12:54	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
212	文書 1	メール	17 4	2012年 8月21日 12:25	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
213	文書 1	メール	17 5	2012年 8月20日 19:35	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号

214	文書 2	添付ファイル	39	メール17 5添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
215	文書 1	メール	17 6	2012年 8月20日 11:52	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
216	文書 2	添付ファイル	40	メール17 6添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
217	文書 1	メール	17 7	2012年 8月17日 19:03	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
218	文書 1	メール	17 8	2012年 8月17日 17:07	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
219	文書 1	メール	17 9	2012年 8月17日 13:31	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ

					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
220	文書 1	メール	18 0	2012年 8月17日 13:24	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
221	文書 1	メール	18 1	2012年 8月17日 11:33	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
222	文書 2	添付フ ァイル	41	メール18 1添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
223	文書 1	メール	18 2	2012年 8月16日 10:50	全て	2号イ 及 び 口, 5 号並び に6号
224	文書 2	添付フ ァイル	42	メール18 2添付	全て	2号 イ, 5 号及び

						6号
225	文書 1	メール	18 3	2012年 8月16日 10:41	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
226	文書 1	メール	18 4	2012年 8月15日 18:28	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
227	文書 2	添付フ ァイル	43	メール18 4添付	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
228	文書 1	メール	18 5	2012年 8月15日 18:28	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
229	文書 2	添付フ ァイル	44	メール18 5添付	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
230	文書 1	メール	18 6	2012年 8月15日 17:00	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
231	文書 1	メール	18 7	2012年 8月15日 14:07	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
232	文書 2	添付フ ァイル	45	メール18 7添付	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
233	文書 1	メール	18 8	2012年 8月14日 16:42	全て	2号イ 及びロ 並びに

						6号
234	文書 2	添付フ ァイル	46	メール18 8添付	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
235	文書 1	メール	18 9	2012年 8月14日 13:31	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
236	文書 2	添付フ ァイル	47	メール18 9添付	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
238	文書 2	添付フ ァイル	48	メール19 0添付	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
239	文書 1	メール	19 1	2012年 8月9日1 2:57	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
240	文書 2	添付フ ァイル	49	メール19 1添付	全て	2号イ 及び ロ, 5 号並び に6号
241	文書 1	メール	19 2	2012年 8月8日1 8:21	全て	2号イ 及びロ 並びに 6号
242	文書 1	メール	19 3	2012年 8月8日1 6:59	全て	2号イ 及びロ 並びに

						6号
243	文書 2	添付フ ァイル	50	メール19 3添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
244	文書 1	メール	19 4	2012年 8月3日1 7:57	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
245	文書 1	メール	19 5	2012年 8月3日1 7:49	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
246	文書 1	メール	19 6	2012年 8月3日1 7:39	全て	2号イ 及び6 号
247	文書 2	添付フ ァイル	51	メール19 6添付	全て	2号イ 及び口 並びに 6号
248	文書 1	メール	19 7	2012年 8月2日1 4:00	メールの件名	2号 イ, 5 号及び 6号
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び

						に6号
249	文書 2	添付フ ァイル	52	メール19 7添付	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
250	文書 1	メール	19 8	2012年 8月2日1 1:45	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び口 並びに 6号
252	文書 1	メール	20 0	2012年 8月1日 9:49	メールの件名	2号イ 、5 号及び 6号
					上記以外の全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
253	文書 2	添付フ ァイル	53	メール20 0添付	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
254	文書 1	メール	20 1	2012年 7月30日 21:38	全て	2号イ 及び 口, 5 号並び に6号
255	文書 1	メール	20 2	2012年 7月11日 12:43	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					上記以外の全て	2号イ

						及 び 口, 5 号並び に6号
256	文書 1	メール	203	2012年 7月4日1 9:37	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
257	文書 1	メール	204	2012年 7月4日1 6:15	特定会社の社員の担 当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の 直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の 直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ 及び6 号
258	文書 1	メール	205	2012年 6月29日 18:36	全て	2号イ 及び6 号
259	文書 1	メール	206	2012年 6月29日 14:16	全て	2号イ 及び6 号
260	文書 3	資料	1	—	全て	2号イ 及び6 号
261	文書 3	資料	2	—	全て	2号 イ, 5 号及び 6号
262	文書 1	メール	207	2014年 2月19日 12:03	全て	2号イ 及び 口, 5

						号並びに6号
263	文書 1	メール	208	2013年 10月1日 15:23	特定会社の社員の担当部署名	2号イ
					特定会社の非公開の直通電話番号	2号イ
					特定会社の非公開の直通FAX番号	2号イ
					上記以外の全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
264	文書 1	メール	209	2013年 10月7日 9:02	全て	2号イ及び口並びに6号
265	文書 1	メール	210	2014年 10月30日 11:09	全て	2号イ及び口, 5号並びに6号
266	文書 3	資料	3	—	全て	2号イ及び口並びに6号

別表5 別表4に掲げる文書2に係る不開示部分のうち、特定会社に係る経済産業省内及び関係省庁間の検討事項及び協議内容が記載されている部分

通し番号
40, 45, 47, 49, 53, 57, 59, 61, 64, 66, 109, 136, 140, 167, 180, 224, 227, 229, 232, 234, 236, 238, 240, 247, 249及び253

別表6 本件不開示部分のうち、常勤の公務員の氏名に係る部分

不開示部分	
通し番号	頁等
194	1頁5行目4文字目ないし9文字目
197	1頁5行目43文字目ないし48文字目
200	1頁5行目24文字目ないし29文字目

別表7 本件不開示部分のうち、非常勤の公務員の氏名及び職名に係る部分

職名	不開示部分	
	通し番号	頁等
特定職名 A	1 8	1 頁 4 行目及び 8 行目
	3 3	1 頁 2 行目, 7 行目, 1 6 行目, 1 9 行目, 2 1 行目, 2 3 行目及び 2 4 行目
	3 4	1 頁 4 行目, 7 行目, 9 行目, 1 1 行目及び 1 2 行目
	3 5	1 頁 2 行目, 7 行目, 1 6 行目及び 2 0 行目
	4 1	1 頁 5 行目, 6 行目, 2 0 行目, 2 1 行目左から 1 番目, 3 4 行目及び 3 5 行目左から 1 番目並びに 2 頁 8 行目, 9 行目左から 1 番目及び 2 7 行目
	4 2	1 頁 5 行目, 6 行目, 2 0 行目, 2 1 行目左から 1 番目, 3 3 行目及び 3 4 行目左から 1 番目並びに 2 頁 1 2 行目
	4 3	1 頁 5 行目, 6 行目, 1 9 行目, 2 0 行目左から 1 番目, 3 2 行目及び 3 3 行目左から 1 番目並びに 2 頁 1 2 行目
	4 4	1 頁 5 行目, 6 行目, 2 0 行目及び 2 1 行目左から 1 番目並びに 2 頁 1 行目
	4 6	1 頁 4 行目, 8 行目, 2 2 行目及び 2 3 行目左から 1 番目並びに 2 頁 4 行目
	4 8	1 頁 5 行目, 6 行目及び 2 6 行目
	5 2	1 頁 5 行目及び 6 行目
	5 4	1 頁 2 行目, 1 4 行目及び 1 8 行目
	5 6	1 頁 1 7 行目, 2 0 行目, 2 8 行目及び 3 3 行目, 2 頁 4 行目, 7 行目, 1 7 行目, 2 2 行目及び 3 8 行目, 3 頁 2 行目, 1 3 行目及び 1 8 行目並びに 4 頁 1 行目, 5 行目及び 1 0 行目
	5 8	1 頁 4 行目, 8 行目, 1 6 行目, 2 1 行目, 2 8 行目及び 3 1 行目, 2 頁 3 行目, 8 行目, 2 4 行目及び 3 0 行目並びに 3 頁 2 行目, 7 行目, 2 7 行目, 3 1 行目及び 3 6 行目
	6 0	1 頁 2 行目, 8 行目, 1 5 行目, 1 8 行目, 2 8 行目及び 3 3 行目, 2 頁 1 2 行目, 1 8 行目, 2 9 行目及び 3 4 行目並びに 3 頁 1 5 行目, 1 9 行目及び 2 4 行目

6 2	1 頁 2 1 行目, 2 4 行目, 3 4 行目及び 3 9 行目, 2 頁 1 6 行目, 2 2 行目, 3 3 行目及び 3 8 行目並びに 3 頁 1 9 行目, 2 3 行目及び 2 8 行目
6 3	1 頁 4 行目, 8 行目, 1 8 行目及び 2 3 行目, 2 頁 2 行目, 8 行目, 1 9 行目及び 2 4 行目並びに 3 頁 4 行目, 8 行目及び 1 3 行目
7 9	1 頁 2 行目, 7 行目, 2 3 行目及び 2 9 行目並びに 2 頁 2 行目, 7 行目, 2 7 行目, 3 1 行目及び 3 6 行目
8 0	1 頁 2 行目, 7 行目, 2 1 行目及び 2 4 行目
8 2	1 頁 4 行目及び 1 9 行目, 2 頁 4 行目, 7 行目, 2 1 行目及び 3 1 行目並びに 3 頁 4 行目, 2 4 行目及び 2 7 行目
8 4	1 頁 4 行目, 2 1 行目及び 3 1 行目並びに 2 頁 4 行目, 2 4 行目及び 2 7 行目
9 0	1 頁 4 行目, 7 行目及び 9 行目
9 8	1 頁 4 行目及び 8 行目
1 0 4	1 頁 4 行目及び 8 行目
1 1 5	1 頁 4 行目, 7 行目及び 1 8 行目
1 1 6	1 頁 5 行目及び 3 4 行目並びに 2 頁 3 1 行目
1 1 7	1 頁 5 行目及び 2 頁 1 行目
1 1 8	1 頁 5 行目
1 1 9	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 2 頁 2 2 行目左から 1 番目
1 2 0	1 頁 5 行目及び 3 6 行目左から 1 番目
1 2 1	1 頁 4 行目及び 1 5 行目並びに 2 頁 3 行目左から 1 番目
1 2 2	1 頁 4 行目及び 2 9 行目左から 1 番目
1 2 3	1 頁 5 行目左から 1 番目
1 2 4	1 頁 5 行目左から 1 番目並びに 2 頁 1 1 行目及び 3 8 行目左から 1 番目
1 2 5	1 頁 5 行目及び 3 2 行目左から 1 番目
1 2 6	1 頁 5 行目及び 3 2 行目 2 5 文字目ないし 3 8 文字目, 3 頁 1 行目左から 1 番目及び 3 2 行目左から 1 番目, 4 頁 3 0 行目左から 1 番目, 5 頁 2 7 行目左から 1 番目並びに 6 頁 6 行目左から 1 番目
1 2 7	1 頁 5 行目 2 5 文字目ないし 3 8 文字目, 2 頁 1 7 行目左から 1 番目, 3 頁 9 行目左から 1 番目, 4 頁 5 行目左から 1 番目並びに 5 頁 5 行目左から 1 番目及び 2

	2 行目左から 1 番目
1 2 8	1 頁 5 行目左から 1 番目
1 2 9	1 頁 5 行目左から 1 番目
1 3 0	1 頁 5 行目左から 1 番目, 2 頁 1 行目左から 1 番目及び 3 2 行目左から 1 番目, 3 頁 3 0 行目左から 1 番目, 4 頁 2 7 行目左から 1 番目並びに 5 頁 6 行目左から 1 番目
1 3 2	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 2 2 行目左から 1 番目, 2 頁 1 6 行目左から 1 番目, 3 頁 1 1 行目左から 1 番目及び 4 頁 1 1 行目左から 1 番目及び 2 8 行目左から 1 番目
1 3 3	1 頁 5 行目左から 1 番目並びに 2 頁 9 行目左から 1 番目及び 2 6 行目左から 1 番目
1 3 4	1 頁 5 行目及び 1 8 行目左から 1 番目
1 3 5	1 頁 5 行目左から 1 番目
1 3 7	1 頁 5 行目, 1 7 行目左から 1 番目及び 3 3 行目左から 1 番目, 2 頁 3 4 行目左から 1 番目, 3 頁 9 行目左から 1 番目, 4 頁 7 行目左から 1 番目並びに 5 頁 2 2 行目左から 1 番目
1 3 8	1 頁 5 行目左から 1 番目, 2 頁 2 行目左から 1 番目及び 4 3 行目左から 1 番目, 3 頁 1 5 行目左から 1 番目, 4 頁 1 4 行目左から 1 番目並びに 5 頁 3 0 行目左から 1 番目
1 3 9	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 2 3 行目左から 1 番目, 2 頁 1 行目左から 1 番目及び 4 1 行目左から 1 番目並びに 4 頁 1 4 行目左から 1 番目
1 4 1	1 頁 4 行目, 7 行目及び 2 2 行目
1 4 2	1 頁 5 行目及び 2 7 行目左から 1 番目
1 4 3	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 3 7 行目左から 1 番目
1 4 4	1 頁 5 行目左から 1 番目
1 4 5	1 頁 5 行目左から 1 番目, 2 頁 1 9 行目左から 1 番目, 3 頁 1 1 行目及び 3 5 行目左から 2 番目並びに 4 頁 1 8 行目及び 3 3 行目左から 1 番目
1 4 6	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 3 5 行目左から 1 番目, 2 頁 3 0 行目, 3 頁 1 1 行目左から 2 番目及び 3 9 行目並びに 4 頁 8 行目左から 1 番目
1 4 7	1 頁 5 行目
1 4 8	1 頁 5 行目左から 1 番目及び 4 3 行目, 2 頁 2 4 行目

	左から 2 番目並びに 3 頁 9 行目及び 2 4 行目左から 1 番目
1 5 0	1 頁 5 行目 1 6 文字目ないし 2 9 文字目及び 2 3 行目 1 6 文字目ないし 2 9 文字目
1 5 1	1 頁 4 行目, 7 行目及び 1 7 行目
1 5 2	1 頁 5 行目 1 8 文字目ないし 3 0 文字目
1 5 5	1 頁 4 行目 2 4 文字目ないし 3 6 文字目, 7 行目及び 2 0 行目
1 5 6	1 頁 5 行目左から 3 番目及び 6 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目
1 5 9	1 頁 4 行目, 1 0 行目, 2 3 行目 6 文字目ないし 9 文字目及び 4 1 行目, 2 頁 1 5 行目, 3 1 行目 6 文字目ないし 9 文字目及び 3 9 行目並びに 3 頁 3 行目, 2 0 行目及び 4 5 行目
1 6 0	1 頁 4 行目, 1 0 行目, 2 6 行目 6 文字目ないし 9 文字目, 3 4 行目及び 4 2 行目並びに 2 頁 1 7 行目及び 4 2 行目
1 6 1	1 頁 2 行目 5 文字目ないし 8 文字目, 1 0 行目, 1 8 行目及び 3 5 行目並びに 2 頁 2 1 行目
1 6 2	1 頁 4 行目, 1 1 行目及び 3 4 行目
1 6 3	1 頁 2 行目 5 文字目ないし 8 文字目及び 7 行目並びに 2 頁 8 行目
1 6 4	1 頁 4 行目及び 1 1 行目
1 6 5	1 頁 8 行目 5 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 行目左から 2 番目
1 6 6	1 頁 1 4 行目及び 2 9 行目
1 6 8	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 2 文字目, 4 頁 9 行目及び 5 頁 4 7 行目
1 6 9	1 頁 5 行目左から 2 番目, 4 頁 9 行目及び 5 頁 4 7 行目
1 7 0	2 頁 3 5 行目及び 4 頁 4 1 行目
1 7 1	1 頁 5 行目 3 5 文字目ないし 4 7 文字目及び 4 1 行目並びに 3 頁 2 8 行目
1 7 3	1 頁 5 行目 3 5 文字目ないし 4 7 文字目及び 3 2 行目並びに 3 頁 2 0 行目
1 7 4	1 頁 5 行目左から 1 6 文字目ないし 2 9 行目及び 2 頁 1 行目
1 7 5	1 頁 5 行目左から 1 6 文字目ないし 2 9 行目及び 2 頁

	1 行目
1 7 7	1 頁 5 行目左から 1 6 文字目ないし 2 9 行目及び 3 2 行目
1 7 8	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目
1 7 9	1 頁 1 1 行目
1 8 2	1 頁 5 行目 3 5 文字目ないし 4 7 文字目及び 3 7 行目
1 8 3	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目
1 8 9	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目
1 9 1	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目, 2 頁 1 7 行目及び 6 頁 3 行目
1 9 3	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目及び 3 7 行目並びに 5 頁 2 6 行目
1 9 4	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目及び 3 1 行目並びに 5 頁 2 1 行目
1 9 5	1 頁 5 行目 1 5 文字目ないし 2 8 文字目及び 4 頁 3 行目
1 9 6	3 頁 2 7 行目
1 9 7	1 頁 5 行目 2 9 文字目ないし 4 2 文字目及び 2 頁 1 5 行目
1 9 9	5 頁 2 9 行目
2 0 0	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 3 文字目及び 3 頁 4 9 行目
2 0 2	1 頁 3 5 行目
2 0 3	1 頁 5 行目左から 2 番目及び 3 頁 3 8 行目
2 0 4	3 頁 2 6 行目
2 0 5	1 頁 5 行目 2 9 文字目ないし 4 1 文字目及び 2 頁 1 6 行目
2 0 6	1 頁 5 行目左から 2 番目
2 0 8	5 頁 3 2 行目
2 0 9	5 頁 4 3 行目
2 1 0	1 頁 5 行目左から 2 番目及び 4 頁 2 6 行目
2 1 1	1 頁 5 行目左から 2 番目及び 4 頁 1 6 行目
2 1 2	3 頁 2 2 行目
2 1 3	1 頁 5 行目 2 9 文字目ないし 4 1 文字目及び 2 頁 1 6 行目
2 1 5	1 頁 5 行目 2 9 文字目ないし 4 1 文字目及び 4 0 行目
2 1 7	1 頁 2 1 行目

	2 1 8	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 2 文字目
	2 1 9	1 頁 5 行目左から 2 番目
	2 2 1	1 頁 5 行目 1 0 文字目ないし 2 2 文字目
	2 3 2	1 頁 4 行目
	2 3 4	1 頁 4 行目
	2 3 5	1 頁 2 5 行目左から 2 番目及び 2 頁 1 行目
	2 3 7	1 頁 9 行目
	2 4 2	1 頁 5 行目 1 5 文字目ないし 2 8 文字目
	2 4 5	1 頁 5 行目 1 5 文字目ないし 2 8 文字目
	2 4 8	8 頁 9 行目左から 2 番目及び 1 8 行目
	2 5 2	6 頁 1 4 行目左から 2 番目及び 2 3 行目
	2 5 4	1 頁 2 4 行目左から 2 番目及び 2 頁 1 行目
	2 5 5	1 頁 1 7 行目
	2 6 2	1 頁 4 行目, 1 5 行目, 1 7 行目及び 3 5 行目並びに 2 頁 1 5 行目, 3 0 行目及び 3 9 行目
	2 6 3	1 頁 4 行目, 7 行目, 3 1 行目及び 3 6 行目
	2 6 4	1 頁 5 行目
	2 6 5	1 頁 1 行目, 4 行目及び 7 行目
特定職名 B	文書 1 の 各通し番号 (通し番号 2 6 5 を除く)	1 頁 1 行目
特定職名 C	4 1	1 頁 7 行目, 8 行目, 2 1 行目左から 2 番目及び 3 番目, 2 2 行目, 3 5 行目左から 2 番目及び 3 番目及び 3 6 行目並びに 2 頁 9 行目左から 2 番目及び 3 番目及び 1 0 行目
	4 2	1 頁 7 行目, 8 行目, 2 1 行目左から 2 番目及び 3 番目, 2 2 行目, 3 4 行目左から 2 番目及び 3 番目並び に 3 5 行目
	4 3	1 頁 7 行目, 8 行目, 2 0 行目左から 2 番目及び 3 番目, 2 1 行目, 3 3 行目左から 2 番目及び 3 番目並び に 3 4 行目
	4 4	1 頁 7 行目, 8 行目, 2 1 行目左から 2 番目及び 3 番目 並びに 2 2 行目
	4 6	1 頁 2 3 行目左から 2 番目及び 2 4 行目
	4 8	1 頁 7 行目及び 8 行目

5 6	2 頁 3 9 行目ないし 4 1 行目及び 4 頁 6 行目ないし 8 行目
5 8	2 頁 2 5 行目ないし 2 7 行目及び 3 頁 3 2 行目ないし 3 4 行目
6 0	2 頁 1 3 行目ないし 1 5 行目及び 3 頁 2 0 行目ないし 2 2 行目
6 2	2 頁 1 7 行目ないし 1 9 行目及び 3 頁 2 4 行目ないし 2 6 行目
6 3	2 頁 3 行目ないし 5 行目及び 3 頁 9 行目ないし 1 1 行目
7 9	1 頁 2 4 行目ないし 2 6 行目及び 2 頁 3 2 行目ないし 3 4 行目